

である父やパートナーを排除できるかどうかであり、その時点で加害者を排除できない場合であっても、その状況の再被害のリスクを認め加害者から子どもへの再接近を避ける行動をとれるかどうかのポイントとなる。非加害保護者に対しては、子どもを守る行動の意味が理解できるよう支援する必要がある。

○子どもと非加害保護者との接触の検討

①非加害保護者が子どもの被害事実、子どもの証言に否定的である場合

子ども自身が、非加害保護者が虐待を信じず加害者と和解し帰宅を説得しようとしていることを冷静に理解し、非加害保護者に自分の意向を伝えたいと望んでいることを前提に、子どもの情緒的安定と福祉が最優先されることを理解し、児童相談所の判断に従うと同意していることが面会の条件となる。

②非加害保護者が子どもの性的被害は信用しているが保護者自身のショックが強い場合

非加害保護者が、子どもの性的虐待を受け止めきれずに混乱している状態では、子どもの安全を確保できる面会設定は困難である。非加害保護者に対しては、混乱している状態が自然な反応であることを伝えたと上で、子どもの立場から事態を考えられるよう、冊子等により繰り返し説明する必要がある。

③非加害保護者が子どもの性的虐待を受け止め、子どもの立場で考えようとしている場合

非加害保護者が子どもの支援者として動く可能性があり、虐待者との関係をどうするのか、今後の生活の見通しを立てているのかを確認し、支援を継続するとともに、非加害保護者と子どもの関係が守られるよう面会等接触時に双方に支援する必要がある。

○非加害保護者に対する支援計画

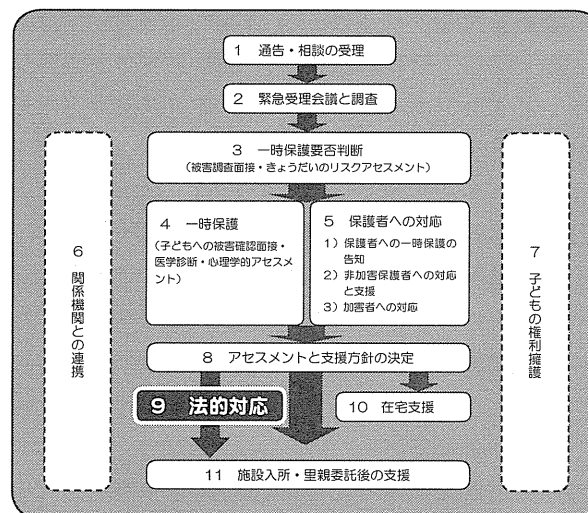
非加害保護者が子どもの安全を守り支援者として動けるようになるためには、非加害保護者が自身の生活の見通しを立てられることが大きい。そのため、相談支援を継続するとともに、経済的支援や心理的ケア、虐待加害者との関係整理（DV相談を含む）ができる関係機関と支援の計画を協議することが必要である。

【参考】非加害保護者の望ましい態度（Saunders B.E.他 2000）

- ① 被害者である子どもの虐待に関する説明を信じる
- ② その子どもを情緒面で支持する
- ③ 家族のすべての子どもを支える
- ④ 加害者である配偶者から独立した意識を作り上げる
- ⑤ 加害者である親が継続して子どもに与える恐怖感を理解する力を養う
- ⑥ 子どもを救うために、必要な場合は介入する力をもつ

9 法的対応（法 28 条申立、親権停止・親権喪失申立、刑事告訴・告発）

加害者が子どもの生活圏に再接近できるなど、保護者が子どもの再被害を防止することができないにもかかわらず、児童相談所からの分離方針に同意しない場合は、児童福祉法第 28 条による家庭裁判所への申立てを行う。加害者が親権者である場合は親権喪失の申立てを同時に検討するなど、子どもへの権利侵害にあらゆる法的対応の準備を行う。性的虐待行為の悪質性、侵害内容など犯罪性が高いと判断される場合は、ためらわず加害者の訴追に向けて警察と対応を協議する。その際、子どもが受ける負担を最小限度にできるよう、捜査機関に対し、配慮を求める必要がある。



非加害保護者への支援の視点

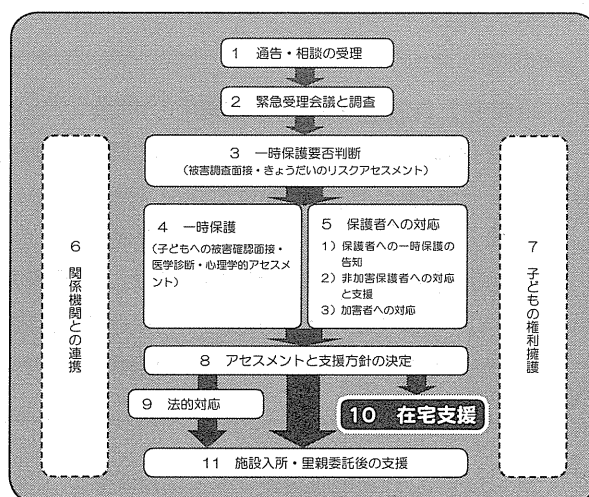
○家庭から加害者を排除できない非加害保護者への対応

児童福祉法第 28 条や親権喪失等の法的対応は、加害者が虐待事実を求めず、非加害保護者も加害者に同調するなど、子どもの再被害が防げないと判断した場合に行う。その際、非加害保護者の児童相談所に対する拒否や反発が認められても、非加害保護者に対して、子どもの安全を守るため法的対応が必要であること、法的対応後にどうなるのかの見通しを示すこと、子どもの回復のために非加害保護者が子どもの訴えを信じて子どもを守るために行動することが極めて重要であることを丁寧に繰り返し伝える。家庭裁判所が児童相談所の申立てを承認した場合などをきっかけとして、加害者の虐待行為に向き合い、子どもを守る動きに転ずる可能性が高まることもある。

10 一時保護から在宅支援へ（子どもと保護者への支援、学校等との連携など）

非加害保護者が子どもの訴えを信じ、子どもの被害の深刻さを理解し、加害者を子どもの生活環境から排除する動きをとることが確認できれば、家庭引取りを前提に、在宅支援を計画する。その際、子どもとともに、非加害保護者自身の被害の状況、回復や親子関係の修復のために必要な支援ニーズの評価を行い、児童相談所や関係機関の支援内容について、子どもと非加害保護者の合意を得る必要がある。

また、子どもを守る行動をとった非加害保護者であっても、特に性的虐待を受けた児童が思春期の女兒の場合、非加害保護者と子どもとの間において、複雑な葛藤が存在する可能性があることを踏まえて支援する必要がある。



非加害保護者への支援の視点

○子どもに対する支援の目的と内容を伝える

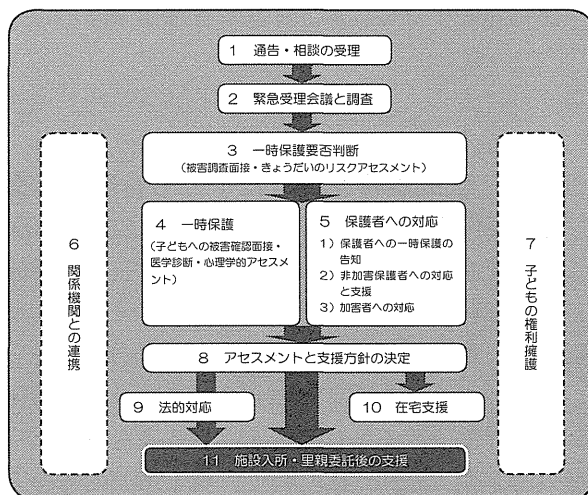
子どもの支援者となる非加害保護者に対して、児童相談所がアセスメントした子どもの状態像とともに、一時保護中に子どもと話し合ってきたこと、子どもの家族に対する思い、子ども自身が家族以外に支援者として関わることを望んでいる人などについて、丁寧に伝え、家庭引取り後の子どもに対する支援の目的と内容について、非加害保護者と話し合う。特に、非加害保護者が心理的抵抗をもちやすい、学校との情報共有については、子どもが1日の大半を過ごす学校において、被害回復のために校内の支援体制を組んでもらうことの重要性について理解を得られるように話し合う必要がある。

○非加害保護者自身の支援ニーズの把握と対応

非加害保護者支援の冊子「あなたへのメッセージ 親だからできること」などを活用し、性的虐待が子どもにどんなダメージを与え、子どもの回復のためにどのような配慮と援助が必要かなどについて話し合う中で、非加害保護者自身の不安やとまどいを受け止め、援助関係を築いていく。親子通所により、子どもとは別に、非加害保護者と扱うテーマを計画的に設定（プログラム化）することが望ましい。

11 施設入所・里親委託後の支援

非加害保護者が子どもの生活圏から加害者を排除できず、子どもに再接近できるなど、保護者が子どもの再被害を防止することができない場合は、保護者の同意もしくは法的対応により、施設入所・里親委託措置を行う。その後も児童相談所は、施設や里親と連携し、子どもへの支援を継続するとともに、非加害保護者が関わりを拒否する場合であっても、子どもの様子を定期的に伝えるなど対応を継続する必要がある。子どもの保護者としての責任を果たしてもらうだけでなく、子どもが入所後も気になる非加害保護者やきょうだいなどの家族の状況を把握し、非加害保護者が被害を受けた子どもの状況を理解できるよう支援を行うためである。



非加害保護者への支援の視点

○施設入所までの支援

子どもが入所する必要性や入所後の支援の目的や内容について、子どもに対しては「あなたが悪いのではない」という認識とともに理解できるよう話し合い、非加害保護者や家族との関係調整の見通しについて厳しい現実であったとしてもできる限り共有する。非加害保護者に対しては、加害者との関係、その時点の子どもに対する立ち位置を考慮した上で、入所の必要性や子どもへの支援内容を具体的に伝えておき、一貫して子どもに対する支援の目的について理解を求めらる。

○施設入所中の対応

子どもと非加害保護者との面会等の接触については、児童相談所として、子どもの安全と福祉を優先してマネジメントを行う。面会等の接触の機会が持てない場合も含めて、非加害保護者に対しては、定期的に、子どもの生活の様子や、施設での支援内容、児童相談所における支援経過など伝える。また、子どもの非加害保護者や家族への思いなどを伝え、必要に応じて手紙のやりとりの検討を行い、非加害保護者と子どもの関係調整を行う。その過程において、非加害保護者自身の支援ニーズを把握し、援助関係を構築しながら、子どもを守る立場に転ずる機会を待つ。

○子どもの自立支援と加害者を家庭から排除しない非加害保護者への対応

非加害保護者が加害者を家庭から排除しない状況が続いた場合は、長期入所せざるを得ず、子どもの自立支援が目標となる。子どもが施設を退所した後は、加害者や非加害保護者等家族と再接触が開始される可能性があることを前提に、子ども自身に、心理教育や日常の支援を通じて、自分の安全を守るためにできることや、保護者等家族と接触する機会を想定した気持ちや行動を整理するなどの支援が必要である。また、困ったときの支援者の連絡先等確認する必要がある。

一方、子どもと話し合った上で、入所している段階において、加害者を含む家族の状況を把握し、子どもに伝え、子ども自身の思いや意向を伝える、子どもの安全を確保した非加害保護者との接触の機会を持つことを検討することも考えられる。そうすることにより、非加害保護者や家族の動きを想定して、自立後の関係機関を含めた支援体制を整えることも可能となる。

Ⅲ-2 性的虐待を受けた子どもを理解し支える役割を担う非加害保護者への支援

非加害保護者が性的虐待についてどのように受け止めているかで、どのように支援するかということは変わってくる。前述してきたように、非加害保護者は、支援者側から見た時に大別して「子どもを守れる」群と「子どもを守ることが難しい」群に分かれる。さらに、「子どもを守ることが難しい」群は「ショックが強く混乱している」グループと「黙認もしくは子どもを拒否する」グループがある。支援者が出会う時点で、非加害保護者がどのような態度（姿勢）を示しているかによって、支援者側からの伝え方や支援をおこなう内容の順番が変わる。以下、非加害保護者への支援の考え方（流れ）について、第1節の内容をより具体的にイメージできるように、一つのモデルを参考に示していく。（この場合、被害を受けた子どもの理解と支援に際しては、トラウマに焦点をあてたアプローチを中心に構成している）。

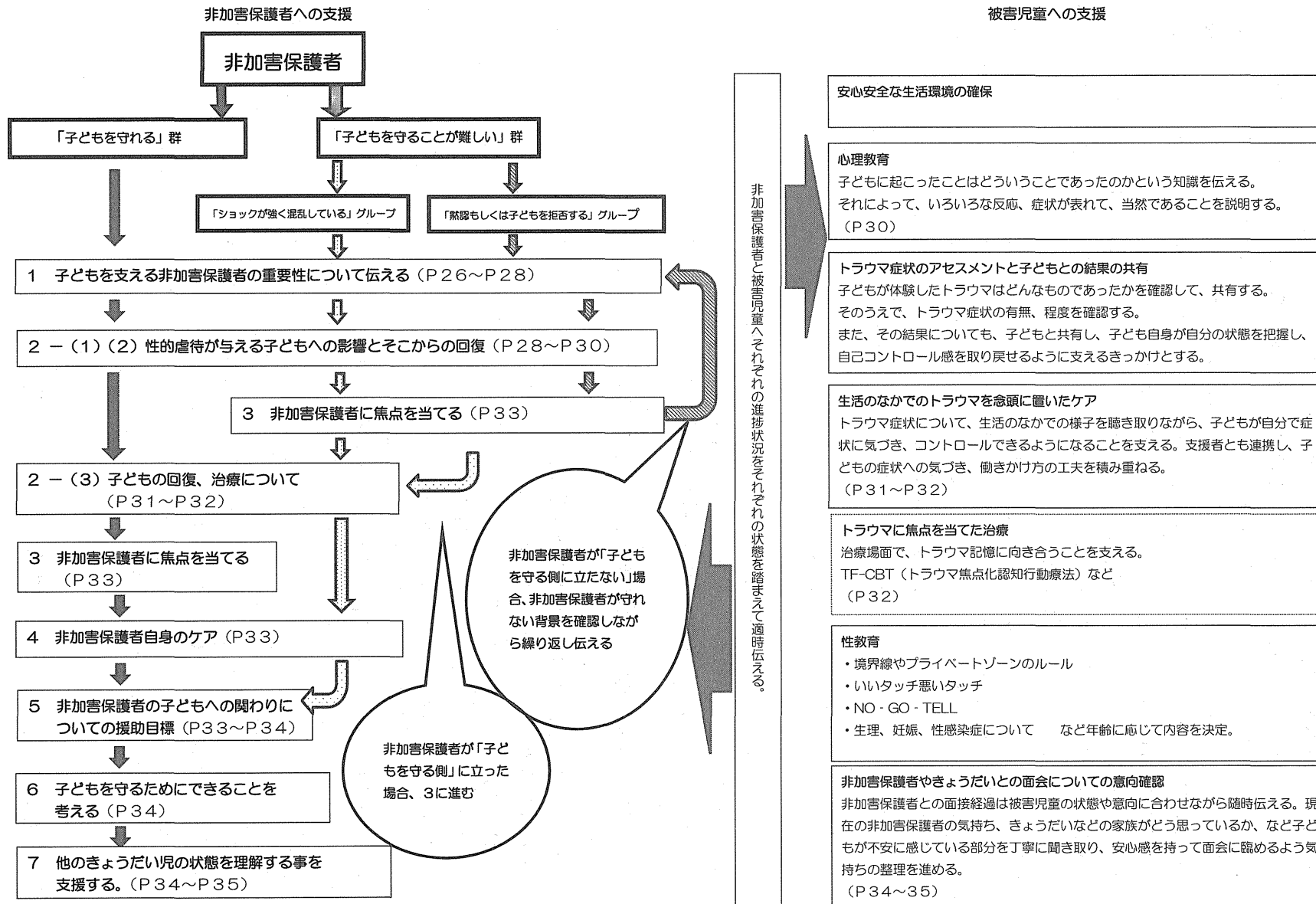
※次ページ 図2 子どもを理解し支える役割を担う保護者を支援するフロー図参照

1 子どもを支える非加害保護者の重要性について伝える

性的虐待における非加害保護者は、被害を受けた子どもの回復とその予後に最も影響力のある人物である。非加害保護者が子どもの訴えを信じ、子どもの援助者となる場合、被害を受けた子どもは最も有力な支援を得ることになる。被害児童の回復には非加害保護者がどう動くかが、非常に大きく関わってくる。

性的虐待の事実を知った時、非加害保護者は大きな衝撃を受け、否認、怒り、罪悪感を覚えるなどの激しい葛藤にさいなまれる。性的虐待がはっきりした時は、多くの非加害保護者にとってそれは困難（危機）の始まりである。多くの非加害保護者は虐待が事実であっても最初は信じていけない。これは至極当たり前の感情で、突然のショックに対する防衛的な態度であり、直後の反

図2 子どもを理解し支える役割を担う保護者を支援するフロー図



応は現在の生活や家族を失う事の恐れであり、現在の家族や生活を維持したいという気持ちに基づいていることを知っておく必要がある。性的虐待の事実やその情報を受け止め消化するには時間が必要となる。すなわち非加害保護者も被害者であり、事実の発覚で生じた状況と自分の持っている資源（リソース）の中でベストをつくそうとした行動として理解することが重要であり、支援者は非加害保護者に対して心を開いておく必要がある。つまり、非加害保護者を「守れなかった虐待者（ネグレクト）」としてのみとらえて、指導や制限の対象としてのみとらえてはいけない。

しかし、一方で「子どもの安全を守る」という視点から見ると、非加害保護者は虐待に関与していた可能性があることを忘れてはならない。支援者側はこれらのことを踏まえて経過の中でアセスメントしながら対応していかなければならない。

前述したように、非加害保護者がどのような立場をとるかでその後の被害児童の人生を左右するといっても過言ではない。非加害保護者は往々にして母親であることが多く、性的虐待の事実を知った際の反応は実に様々であるが、被害児童の回復に一番必要なことは非加害保護者が被害児童のことを信じることである。そのためにも非加害保護者には、被害児童も虐待事実の告白には相当の葛藤を経ていることを伝える必要がある。その上で非加害保護者が抱えている葛藤や課題についてもふれていく必要がある。

これらのことを踏まえて、非加害保護者へ伝えるべきこととして以下のことがあげられる。

- ① 非加害保護者は被害児童の回復にとって非常に重要な存在である。
- ② 被害児童の回復には非加害保護者がまず「信じること」が不可欠。
- ③ (虐待事実を知った時に) 非加害保護者が抱える「困難さ」は当然抱えて然るべきものであること。
- ④ 上記の事を踏まえて非加害保護者には被害児童を信じて守る立場をとってほしい。

以上をその時の状況や非加害保護者の理解力に合わせて形や表現を変えて伝える。

「非加害保護者が初めから被害児童を守る」立場を示している際には、混乱、不安のなかで子どものために動くことの大変さを労いつつ、そうした行動が子どもの回復には、非常に大きな意味があるのだとエンパワメントすることが主目的となる。

非加害保護者が「混乱が激しく子どもを守れない」場合は、被害児童にとって非加害保護者はこうあるべきであるということを示し、理解を促すことが主目的となる。その際、支援者は「子どもの安全を守る」ためには、非加害保護者が性的虐待を積極的に行っていないとしても「子どもを守れていない」との事実をおさえながら、対応する必要がある。重要なのは非加害保護者へ批判的な対応に終始しないことである。非加害保護者は「虐待に関与している」可能性があるが、「被害者」でもあり、支援されるべき存在であることを念頭に持ち続け対応することが重要である。

非加害保護者が「黙認もしくは子どもを拒絶する」立場を示している際も、被害児童にとって非加害保護者はこうあるべきであるということを示し、理解を促すことが主目的となるが、一貫してその姿勢が継続している場合は、第1節で述べたように、非加害保護者が性的虐待を積極的に行っていないとしても、「虐待者」と同様に位置づけた対応をする必要がある。

2 性的虐待が子どもに与える影響とそこからの回復

次に、非加害保護者が子どもを理解して受容し支えていく際に必要となる、性的虐待による子どもへの影響とそこからの回復について述べる。非加害保護者に対しては、非加害保護者の子どもに対する立場の違いによって、このなかから情報の量、内容を選びながら、配慮して伝えていくこと

となる。

(1) 性的虐待が子どもに与える影響について

子どもにとって、性的虐待とは、心理的にも、身体的にも、非常に侵襲性が高く、強い不安や混乱を喚起しやすいものである。また、発達途上の子どもにとって、人格形成上に重要な要素である健全な性の発達が阻害されるという影響は甚大である。情緒障害児短期治療施設（以降、情短）に入所した性的被虐待児に関する八木らの調査（2016）からは、情短に入所している性的被虐待児の被虐待歴は、身体的虐待やネグレクト、心理的虐待が併存していることが多く、性的虐待単独の被害歴の児童は少ないとの結果が示されている。

また調査対象となった被害児は多様な心身症状や心理的問題を示していた。これらの事は性的虐待を受けた子どもの状態を理解するためには、被害によるトラウマの影響から生じる症状や問題と、それまでの不適切な生育環境からの影響を合わせて考える必要があることを示している。したがって「情緒障害児短期治療施設版 性的虐待・家庭内性暴力被害児の生活支援、心理ケア、医療ケアのガイドライン（試行）」では、被害を受けた子どもへの包括的なケアについて述べられている。

それらのことを踏まえた上で、この章では、近年、筆者らが所属している児童相談所で試行的に取り組まれている、トラウマに焦点をあてたアプローチについて述べていく。

性的虐待体験がトラウマになった子どもは、以下のような PTSD 症状を発症することが非常に多い。

- 侵入症状：トラウマ記憶がよみがえり、精神的な苦痛や身体症状が引き起こされる。
- 覚醒や反応性の異常：些細なことでイライラする。過剰に警戒する。睡眠困難。
- 認知や気分の異常：自責感、罪悪感、恥辱感を抱える。孤立感を持っている。他者への不信感を持つ。楽しみや興味が減退する。
- 回避症状：トラウマ記憶を思い出すような人や場所、ものを避ける。そのことを考えないようにする。

また、トラウマ症状の重症度には、トラウマ体験への暴露回数、程度、持続期間が関わるが、性的虐待は被害が1回でも子どもにとっての影響は強いものであるうえに、家庭内で、繰り返し行われることが多く、また、「秘密」を強いられやすい特徴があり、症状が重症化しやすい。さらに、性的虐待以前に、家庭内でトラウマ体験（例えば、DV目撃、身体的虐待など）をしている子どもも多く、脆弱性が高まっているところに、さらに被害を受けることで、症状が複雑になっていき、以下のような症状を呈する子どもも多い。

- 感情の麻痺：つらい体験を隠そうとすることで、感情が麻痺する。「たいしたことない」と事態を過小評価する。
 - 解離：ストレスを感じると、意識が薄れて、ボーっとする。現実感の低下。
- また、現実感の低下から、普段の生活場面でも、現実とファンタジーの境界があいまいになり、“作り話”「嘘をつく」ととらえられてしまうことも少なくない。

行動面にも、いろいろな影響を引き起こす。

- トラウマによる性的問題行動：性的虐待被害時に受けた行動を自ら引き起こす。性的逸脱行動、

性加害。(無力感を払拭するために、そうした行動を行うことも少なくない。)
□身体化：頭痛、腹痛などの不定愁訴。転換症状など。

性的虐待が子どもへ与える影響の程度は、トラウマ体験自体のインパクトの強さと、子ども自身
が持つ要因(リスク、レジリエンス)に加えて、周囲の大人の反応、サポートにも大きく影響され
る。特に、非加害保護者の反応は、子どもにとって、非常に影響力の強いものである。非加害保護
者の動揺、否認、非難などの反応は、子どもの非機能的な認知(例えば、性的虐待により自分が汚
れてしまった、自分の体が人と違う状態になってしまったというような自己否定的、悲観的な認
知)をより強めることとなる。逆に、子どものことばを信用し、感情を受け止めることは、子ども
の非機能的な認知を修正していく方向に大きく力を貸す。

(2) 症状の評価

子どもの症状や心理状態の評価は、支援者にとっては子どものケアを組み立てるために役立つ情
報となる。そのことはまた、子どもと保護者にとっても重要な意味を持つ。非加害保護者に
とっては、支援者が評価を通して子どもの理解を深め、その子どもの姿を伝えることで、非加害保
護者が子どもの行動や症状の意味を理解して子どもを受容し、回復の手立てを知り子どもの回復に
協力するためにも、必要な作業となる。また加害者にとっても、子どもが虐待によりどのように傷
ついているかを知らせることが意味を持つ場合もある。

評価をスムーズに行うためには、子どもが自分の状態を率直に話せるということが重要で、トラ
ウマ症状を評価する前に、子どもが安心して話せるような土台作りが必要である。次に、評価前の
心理教育と、評価の実際、そして子どもにとっての評価の意味と子どもへの関わりについて述べる。

1) 評価前の心理教育

家庭から分離されている子どもには、「どうして、今、ここにいるの?」「ここに来ることになっ
たときのことを教えて」などと、現在の状況について子ども自身の受け止めを、子どものペース
に沿いながら、丁寧に確認していく作業から始める。続いて、これまでの子どもの人生のレビュー
を聞いていく。ここで大事なことは、事実確認ではなく、子どもがこれまでのことをどう受け止めて
いるのかを把握し、共有することである。子ども自身が、どんなことを最もつらいと捉えていて、
事態をどう理解しているのかということが重要である。支援者側が推測しているものとは異なる場
合もあり、先入観なく、聞いていくことが必要となる。

この時点でも、子どもの自責感、低い自己評価、罪悪感を軽減するために、「打ち明けられたあ
なたは、勇気があってすごい」「(被害について〇〇さんに)言えて、本当によかった」というメッ
セージを明確に伝えていくことは大切である。

そのうえで、性的虐待は、誰にとってもところに大きな衝撃を与えるものであるということを説
明し、そうした体験をすると、誰だって、ところや身体にいろんな反応が出てくるもので、それは
当然なんだという心理教育を行う。どんな症状が出ることが多いか、どんな感情、考えを持つこ
とが多いか・・といったことをあらかじめ説明する。自分にどんな症状があるかがわかってくれば、
手当のしかたを考えていくこともでき、回復への道が始まるというようなことについて十分説明す
ることで、子ども自身が、「私だけじゃない」「私がおかしいんじゃない」「楽になっていける」
と思えるようになり、自分の症状についても、語りやすくなる。その際に、リーフレットや絵本な
どの活用をすると、伝えたい内容がまとまって伝えられ、子どもに「私だけではないんだ」という
印象も持ってもらいやすく、とても有効である。

2) 評価

子ども自身は、こころや身体に症状があっても、それが“症状である”ということを知らないことが多い。そのため、症状を確認するためには、具体的に質問をしていくことが必要になる。具体的には、トラウマ体験があった後に起こることの多い症状のリストや評価尺度を利用して、確認していくことが望ましい。回避、麻痺の強い子どもは、評価尺度を利用して質問をしても「(症状は)ない」と答えることも多い。子どものことだけでなく、答える時の様子、表情なども、評価の重要な要素であることを忘れてはいけない。

また、評価後は、結果について、子どもと共有することも大切な作業である。どんな体験があったか、それは、今の症状にどう結びついているか、今の子どもの症状はどういうものであるのか・・・という説明を丁寧に行い、そうした症状への対処方法についても、伝える。目標は、生活のなかで自分の症状に気づき、そのときに、適切な対処方法を思い出し、やってみることができるようになるということである。

(3) 子どもの回復、治療について

子どもの回復には、段階的な支援が必要であると言われている。

第1段階：身体的、心理的安全感を高める

ここは、生活のなかで、子どもが受けた被害からくる影響がどのように出ているかというトラウマの視点も大事にして、子どもを見守り、安心感を構築する段階である。

①安心安全な生活環境の確保

再被害から護られ、規則正しい安全な住環境の確保は最優先課題である。

②再被害を防ぐ

性的虐待の影響から、トラウマによる性的問題行動が見られる場合も少なくなく、安全を守る・再被害を防ぐには、配慮が必要である。子どもの症状を丁寧に評価し、一般的な性教育や「境界線を守る」「プライベートゾーンを守る」「いやなときはNO(いや)と言う」というような生活のなかでの安全を守るためのルールを、子どもの理解度、達成度を見ながら、伝えていくことも有効である。ただ、子どもの状態によって、あまりに早い段階で、これらのことを取り上げると、「そうしたことができなかつた私が悪い」と自責感を強めることにもつながりかねないので、注意が必要である。

③生活のなかでのトラウマを念頭に置いたケア(トラウマ・インフォームド・ケア)

生活のなかでの支援のポイントは、周囲の大人も子ども自身も、トラウマ症状についての知識を正しく持ち、症状に適切に気づき、それを子どもが主体的にコントロールできるように支えていくということである。そのため、心理教育は、評価前にも行うことが重要だが、その後も、子どもが自分に起こったことを客観的に正しく理解し、自分の反応、症状と心理的な距離を持つために重要である。

次に必要なことは、現在の生活のなかで起こるいろいろな感情に気づくこと、それをコントロールしていくこと、非機能的な認知に気づいていくことなどである。

虐待体験のなかでは、混乱、不安など大きな感情の揺れがあっても、たいていの場合、抑え込まれている。こうした対処が続くと、自分の感情にも気づきにくくなり、適切な表出も難しくなる。安全な環境で過ごせるようになると、抑え込んでいた感情が爆発しやすくなることも少なく

ない。周囲の大人が、行動の背景にある子どもの感情を丁寧にキャッチし、感情に名前をつけていくことから、感情の気づきが広がる。また、どんな状況でどんな気持ちになりやすいかを大人がフィードバックすることから始め、少しずつ、自分で振り返れるようにサポートしていくことも有効である。次に、その気持ちの強さはどれぐらいかをモニターできるように、“気持ちの温度計”で表現するという手法もある。

感情への気づきができれば、次に、それをコントロールすることへのサポートが重要である。リラクゼーションや気持ちを切り替える方法を子どもと考え、どんな時に使えそうかを話し合う。また、うまくいったかを一日の終わりに振り替えるなどの共同作業を組み込むと、子どもとの連帯感、信頼感も増すだろう。

また、性的虐待を体験した子どもは、その環境を生き延びるために、非機能的な認知をすることで、自分を納得させてきたということも多いが、安全な環境のなかでは、その認知は、子どもの感情をよりネガティブなものにしやすくなる。子どもの気持ち、それを引き起こしている認知（考え）を丁寧に聴いていくことで、そうした、非機能的な認知に気づき、他の認知（考え）はないかを話し合うことで、1つの非機能的な認知（考え）に振り回されずに、柔軟な認知（考え）をすることができるようになってくる。

第2段階：トラウマ記憶の処理

第1段階での土台ができれば、第2段階は、治療場面での症状の回復に向けた関わりとなる。

第1段階で目標としたような、現在の生活での感情、認知への気づき、調整を練習していくと、環境や人に対する安心感を持つこと、主体的なコントロール感を取り戻すことが可能になってくる。それを土台にすれば、トラウマ体験そのものに向き合うための勇気やエネルギーを作り出すことが可能になる。トラウマ体験に向き合うことは、子どもにとって、勇気の要る大きな作業であり、そのため、回避が起こることが多いが、否認、回避を持続することは、回復につながりにくいと言われている。子どもが感情、行動をある程度コントロールできるようになり、現在の生活に安心感を持てるようになり、自分の症状を支援者と共有し、なんとかしたいという意欲が出てくれば、この段階の治療につなげるのが可能となってくるだろう。

コラム < TF-CBT とは？ >

子どものトラウマ治療のうち、欧米において、もっとも有効であることが実証されているもののひとつに、TF-CBT（トラウマフォーカスト認知行動療法）がある。これは、子どもが、安全な治療場で、トラウマ体験の記憶を表現し、トラウマに関連する不正確で、非機能的な認知に気づき、修正していく治療である。8つの基本となる構成要素（P：心理教育 R：リラクゼーション A：感情調整 C：認知処理 T：トラウマナラティブ I：実生活内暴露 C：合同セッション E：将来の安全性の強化）があり、トラウマ記憶に段階的に暴露していくように工夫されたプログラムである。

現段階で、日本では一部の機関で試験的な実施が開始されているという現状で、TF-CBTを実施できる機関はまだ少ない。しかし、基本的な考え方、構成要素の一部（PRAC）は、日常の支援においても、とても参考になるものと考えられ、ここでその考えを紹介した。

3 非加害保護者に焦点を当てる

非加害保護者は虐待者と被害児童の間で揺れ動くことが多い。非加害保護者が虐待者との決別を決意し、被害児童を守る立場をとれるようになるために、非加害保護者自身の成育歴を共に振り返ることは有効である。非加害保護者が自身の成育歴を振り返ることは、非加害保護者が回避している物事を整理するよい機会になる。非加害保護者が抱えている背景として、被虐待歴やDV歴など考えられ、顧みることで「気づき」に至ることもある。そのことで被害児童側に立てるようになることもある。そのうえで次に虐待者と非加害保護者自身の関係について振り返ることができる。DVが問題として背景にある場合はそのアプローチをおこなう。非加害保護者は①被害児童が傷ついていると思いたくない②現実的な問題との直面そして場合によって回避（被害児童の立場に立つということは現在の家族を解体し新たに再構築することになる）する③非加害保護者が否認もしくは回避する傾向があり、そこを踏まえた上で支援していく必要がある。

1) 成育歴の聞き取り

非加害保護者の生まれた時からこれまでを語ってもらう。事実のみの聴取ではなく、その時どう感じたか、どう思ったかという主観的な側面を語ってもらうことが重要である。「自身が守られるべき立場」であった時代と親になっていく過程が重要となるので、時間をかけ、批判せず、自由に語れるように配慮する。非加害保護者から被虐待歴の開示等があれば、無理のない形で引き出し、整理していく。

2) 非加害保護者の葛藤を取り扱う。

非加害保護者の置かれている立場や抱いているであろう気持ちを引き出していく。その上で改めて被害児童にとって非加害保護者がいかに重要な存在であるかを伝える。

4 非加害保護者自身のケア

非加害保護者も大きな問題に直面し、葛藤、傷つきが大きい。心身に不調をきたすことも少なくない。支援者はそのことにも目を向け、非加害保護者自身の傷つきや、ケアされるべき存在だということ伝えることは重要である。具体的には「食事は摂れているか」や「眠れているか」など現在の非加害保護者の心身の健康状態について尋ねることを通して、非加害保護者自身もケアされるべき大事な存在であるというメッセージを伝えていく。

非加害保護者自身の心身の回復は、子どもの回復にも重要であり、また加害者と決別し、被害児童を守り続けることをエンパワメントする意味でも必要なテーマである。

トラウマ症状等のダメージが大きいと疑われた場合には医療機関につながるよう支援することも必要である。

5 非加害保護者の子どもへの関わりについての援助目標

非加害保護者が被害児童に対して関わる前に大前提となるのが「非加害保護者が被害児童の訴えを信じる立場に立てている」ことである。それによって被害児童の状態や今後想定できる症状を理解し、被害児童に対して肯定的に受容的に関わることができる。加害者がこれまでの経過の中で巧妙に非加害保護者と被害児童の間に溝を作り、性的虐待が発覚しないようにしていることは少なくない。また、発覚後も加害者が非加害保護者に対して性的虐待を否認したり、被害児童から誘惑されたなど非加害保護者へ言葉巧みに言いくるめることもある。被害児童が加害者に巻き込まれてい

る場合も含めて、非加害保護者は全ての事情について理解し、その上で全面的に被害児童の側に立てるように支援する。以下、関わる場面での具体的な例についていくつか挙げる。

- ①非加害保護者は被害児童に対してまず被害児童を信じていることを伝える。また、被害児童を守れなかったことについて、非加害保護者の思いを伝える。その上で性的虐待について被害児童の訴えを認めているというメッセージを送る。
- ②非加害児童が心配しているであろう事柄について直接的な言葉で伝える（「加害者とは別れたし二度と近づけさせない」「みんな被害児童の事を心配し守ろうとしている」など）。

一時保護中や施設入所中の場合であるなら、当初は児童福祉司や児童心理司が面会に立ち会い、非加害保護者が適切に被害児童へ接しているか見守る必要があると考える。

被害児童の年齢や性的虐待の受け止めによって予後は全く違ってくる。そのことを踏まえて非保護者は長期間にわたりケアの視点を持ちながら関わっていかねばならないことを伝えなければならぬ。

6 子どもを守るためにできることを考える

非加害保護者が「非加害保護者が被害児童の訴えを信じる立場に立てている」場合、子どもとの交流の再開を検討することになるが、交流が可能となるには非加害保護者が子どもの心身の状態を理解できていることが必須条件である。子どもとの交流が始まった際に、非加害保護者が適切に子どもと接することができるよう、性的虐待を受けた子どもの心理、性的虐待が子どもに及ぼす影響を説明し子どもの状態理解を促す。

子どもの状態を理解するための前提として、性的虐待に当たる行為を性的虐待の全責任は大人にあり子どもには全く非がないことを再確認し、改めて子どもの回復をサポートする重要性を確認する。また、性的虐待とされる行為を確認しておくことで、再発を防止する。

次に、性的虐待を受けた子どもの心理や実際に見られていたトラウマ症状などを説明し、十分なケアが必要であることを理解してもらう。施設入所となっている場合、施設ではどのような行動がみられているか、対人関係や施設職員に対する態度、学習状況などについても伝える。施設内での施設職員の対応や、うまくいった関わりなども伝えることは非加害保護者にとってはモデルとしやすく、子どもにとっても必要な関わりが連続的に受けられることとなり、回復を促進させることとなる。一方、非加害保護者にとって、子どもの傷つきを聞くことで自責感が強まったり非加害保護者自身の被害体験が刺激され、子どもと向き合うことが難しくなる場合もある。子どもの傷つきを理解してもらうことは大切であるが、子どもが非加害保護者を求めている気持ち、性的虐待を受けても損なわれていない健康的な面、元気で頑張っている日常の様子なども説明し、非加害保護者が子どもに対して拒否感を抱かないように進めていく配慮が必要である。

7 他のきょうだい児の状態を理解する事を支援する

家族の再構築を実現するためには、性的虐待を受けた子どもへのケア、非加害保護者に対するケアだけでなく、きょうだいを含めた家族全体に対するケアも欠かせない支援である。

きょうだいに対してはどこまでをどう伝えたらよいかわからない非加害保護者も多く、きょうだいへの支援は後回しになりがちである。性的虐待によって家族に生じたストレスは、すべてのきょうだいに影響し、性的虐待を受けた子ども自身も家族に対しての不安は大きいものである。性的虐

待の事実を全く知らないきょうだいにとっては、加害保護者がいなくなったことへのとまどいや、被害児童のせいだと非難することもある。また、性的虐待の場面を目撃したり何となく察していて不安に感じている場合もある。きょうだいがどのように理解しているか、どう受け止めているかは支援者側だけでなく、非加害保護者ととも把握することが大切である。

まずは、問題を「秘密」のままにせず、家族全員で一緒に考えていくことが大切であることを理解してもらい、きょうだい一人ひとりと話をしてもらうよう働きかける。そして、やってみてどうだったかを後日の面談で確認する。支援者もきょうだいとの面接を行うことで、非加害保護者からの説明の理解度を確認することができる。こうしたプロセスを踏むことよって性的虐待によるダメージから家族として回復することへとつながり、結果として家族再構築への道が開けることとなる。こうした家族との面接過程を性的虐待を受けた子どもにもフィードバックすることは安心して家族交流の再開に臨むための気持ちの整理にも繋がる。

また、家庭復帰に際しては境界線のある生活環境を整えてもらうことも必要である。性的虐待が起こる家庭では、家族の前で平気で着替える、一人ずつの布団がなく一緒に寝ることが当たり前になっている、など境界線があいまいになっている場合が多い。入浴せずに寝たり、前日と同じ服で登校するなど生活習慣が確立されていない家庭も多い。そのような場合は、男女の区別をつけ境界線が守られた生活環境を整えること、基本的な生活習慣を作ることを新しい家族ルールとして作ってもらうこととなる。こうした環境は、性的虐待を受けた子どもだけでなく、すべてのきょうだいにとって安心安全なものであり、家庭内での再発防止に繋がるものである。

<非加害保護者ときょうだい面接で使用した面接シート例>

当初は介入について反発していた保護者やきょうだいに対し、その後指導を重ねる中で家族再構築が可能であるとアセスメントにおいて判断し、段階的に面接で活用したシートを資料として収録する。

お母さんが家族に起こったことと向き合ってくれることは〇〇ちゃんや家族みんなが回復するための大きな一歩です。これから、〇〇ちゃんや家族みんなが元気になるために大人ができることを一緒に考えていきましょう。あなたは子どもの回復を支えることができます。

1. 〇〇ちゃんのことを理解する

性的虐待とは

●直接の身体接触をとまなうもの

- ・子どもの体のさわる、キスする、なめる（口、胸、おしり、性器など）
- ・加害者の性器を見せる、さわらせる、なめさせる
- ・膣や肛門を使った性交渉、物の挿入

●直接の身体接触をとまなわないもの

- ・子どものからだ、裸をのぞく（着替えやトイレ、お風呂）
- ・子どもに必要以上に性的な話を聞かせたりする
- ・性交やマスターベーションを見せる、聞かせる
- ・ポルノ（写真、雑誌、アダルトビデオ）を見たり聞いたりさせる
- ・子どもを裸にさせる、性的なポーズやしぐさをさせる

「子どもより力のある大人が子どもにわいせつな行為をすること」

＝性的虐待

自分の性的な刺激や興奮のために子どもを利用する行為だからです。

大人と子どもの間で起こる性的な接触は、常に大人に責任があります。

- ・加害保護親：保護者が子どもにわいせつな行為をすること
- ・非加害保護親：家で起きていることに気が付かず子どもの安全を守れなかった



(シート1. 〇〇ちゃんのことを理解する①)

●ここからからだへの影響
「親と一緒にいれば安心だ」という基本的な信頼感が大きく崩れるため、体や心がうけるダメージがとても大きいと言われています。

<一時保護～入所後にみられていたところからだのようす>

- ・物音に敏感になる
- ・イライラしやすい
- ・男性のことを嫌がる
- ・寝つきが悪い、途中で目が覚める
- ・やる気が出ない
- ・お風呂を怖がる

●ここからからだだけげんきになるためには

- ①安全な場所で生活する。
- ②規則正しい生活を送る。学校に通って勉強したり友達と遊んだりする。
- ③ここからからだのケアをする。

今は、安全な環境で規則正しい生活を送っています。学校にも毎日通えています。

ここからからだのようすも少しずつ元気になってきていますが、すっかりよくなったわけではなく、時間がかかります。

(シート2. 〇〇ちゃんのことを理解する②)

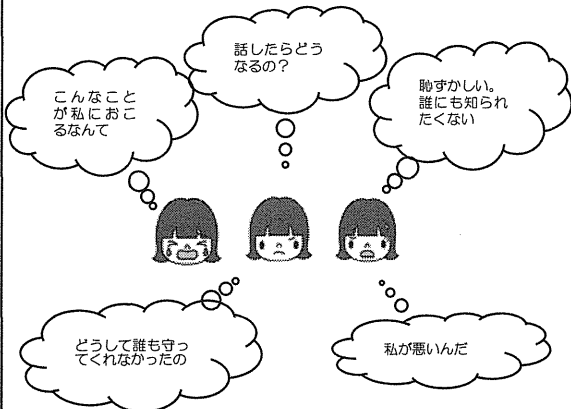
〇〇ちゃんへの影響

抵抗できない場面で体を触られるというのは、子どもからすると、安心感が突然壊される出来事です。

親から大事にされたいと思っている気持ちが突然踏みじられる体験をすることになります。

●性的虐待を受けた子どもの気持ち

- 突然のことで、子どもは何があったのかわからなくなる。
- どうして自分がこんなことされるの？
- どうしてあの人はあんなことしたの？
- どうして誰も守ってくれなかったの？
- 体の大事なところを触られて恥ずかしい
- いやって言わない自分が悪いんだ
- うそつきたと信じてもらえないかも
- 自分なんてもうどうなってもいい
- ママやきょうだいに嫌われないか心配
- 自分が話したから一緒に暮らせなくなった、家族に迷惑をかけている



(シート3. 〇〇ちゃんのことを理解する③)

2. お母さんができること

子どもが性的虐待を受けたことが分かった時、ほとんどの保護者はショックを受けます。あなたはどうでしたか？

- ショック
- そんなことありえないという気持ち
- 怒り
- 悲しみ
- 裏切られた気持ち
- たいしたことではない

そうした気持ちになるのは自然なことで、多くの保護者が同じような気持ちを体験しています。

- ① 子どもの話をなかつたことにしない
ショックのあまり「うそを言っているのでは？」と疑いたくなったり「ひとにしたら大変なことになる」と子どもを責めてしまうかもしれません。そうした態度に子どもは「話さなければよかった」と罪悪感を持つことがあります。「よく打ち明けてくれたね。話してくれてありがとう」と伝えてあげてください。
- ② 子どもと加害者を接触させない
加害者に会うことは再び被害を受けることと同じくらい子どもにとっては辛いことです。「もう二度としない」と言っているにもかかわらず、子どもは少なくありません。
- ③ 何をされたか詳しく聞きださない。話してきた時には受け止めるように聞く。
何があったか詳しく聞きたくなるのは当然ですが、子どもが自分のペースで話せるように、気持ちを受け止めながら聞いてあげてください。
- ④ 相談機関と話し合う
一人で抱えず相談機関と相談しながら考えていきましょう。
- ⑤ なるべくいつも通りの生活を送り、子どもが安心感を持てるように支える。
家族の生活は大きく変わってしまったかもしれませんが、なるべくいつも通りのペースを取り戻しましょう。まだ、イライラしてきょうだいやよくけんかをする、夜更かしばかりしている、などはトラウマ症状によるものかもしれません。頭ごなしに怒るのではなく被害のことを思い出してしんどくなっているか様子を見てあげてください。
- ⑥ お母さん自身も大事にする
あなたが疲れ切ってしまうないように、自分自身のケアも忘れずに！

(シート4. お母さんができること)

3. 家族を守る
 これまで〇〇ちゃんについてのお話为中心でした。しかし、家族に生じたストレスは、家族全員に影響します。

◆これまで、〇〇ちゃんのことできょうだいからどんな話が出ましたか？

◆〇〇ちゃんの入所理由について事実を知っているきょうだいはいますか？

◆それぞれどんな風に理解をしていますか？

きょうだいが事実を知らない場合、〇〇ちゃんのことを心配することをうらやましがったり、ときどき「どうしてパパはいなくなったの？」「お父さんを追い出した」と文句を言うこともあります。きょうだいの間で嫉妬や文句が出ると家族のストレスが増え、〇〇ちゃんにとってもよくない環境になります。

きょうだいは直接被害場面を目撃していなかったとしても、なんとなく雰囲気を感じて不安に思っていることがよくあります。自分が被害に合わなくてよかったと思う反面、そう思ってしまう自分を責める子もいます。そのときは「あなたたちは悪くないんだよ」と言って安心させてあげましょう。

家族みんなが元気になるためには、きょうだいにも何が起こったのか理解できるように説明してあげることが必要です。秘密のままにせずオープンにして、みんなで考えていくことがとても大切です。

〇〇ちゃんも、家族のみんながどう思っているかをとても気にしています。どのように説明するかを一緒に考えていきましょう。

(シート5. 家族を守る①)

◆どんな風に説明していけばよいか

- ・まずは「みんなひとりひとり大切に思っているよ」のメッセージを伝えましょう。
- ・「〇〇ちゃんが叩かれたり、体を触られたりしたんやけど、あなたは被害を受けてない？」「知っていることがあったら教えてほしい」
- ・「なにか心配だったり、不安だったり、気にあることがあったらすぐに言ってほしい」
- ・こうした事をできればきょうだい一人ずつと話をしてください。そして、普段から家族での会話を心がけ、子どもがどんなことに興味を持ったりどんな友達と遊んでいるのか知っておくことはとても大切です。

◆生活環境について

① 規則正しい生活リズムを作ることと基本的な生活習慣を身につける。

朝食を食べて学校へ行く、夕食を食べて入浴してパジャマに着替えてから寝る、夜更かしはしない、などの生活習慣が身につくように、生活リズムを整えましょう。

② 男の子、女の子、の区別をつける。

- ・男女で寝る部屋を分ける
- ・着替える時は男女で順番を分けるか、別々の部屋で着替える。
- ・小学校高学年ごろになったら男女のきょうだいは別々にお風呂に入る

家族の前で平気で着替えることや、お風呂に誰かが入っている間も誰でも自由に入浴できる、寝る時に一緒に布団で寝るといった事が当たり前になっている場合は見直しが必要です。お家の中でも男女のメリハリをつけた新しいルールを作りましょう。

(シート6. 家族を守る②)

あなたの家族のこと

氏名 ()

* * ちゃんの入所理由を知っていますか？

* * ちゃんが施設で生活していることをどう思う？

加害保護者のことどう思う？

* * ちゃんが施設に入所してからお母さん変わったことある？

* * ちゃんが施設に行ってから家族が変わったことある？

* * ちゃんが帰ってくるためにあなたができることはどんなことがある？

家族がどうなったらいい？どんな風に生活したい？

* * ちゃんが帰ってきたら何をしたい？

(シート7. あなたの家族のこと)

第Ⅳ章 非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメント

Ⅳ-1 総論

はじめに ～より一層効果的な実践となることを目指して～

本研究で実施した全国の児童相談所を対象とした性的虐待相談に関する調査では、初期対応時点における非加害保護者との個別面接を実施している児童相談所は160ヶ所(92.5%)あり、非加害保護者への支援を行っている児童相談所は163ヶ所(94.2%)に及んでいることが明らかになった。

このような結果は、『子ども虐待対応の手引き』(雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)において、性的虐待を受けた子どもの非加害保護者が、子どもの被害の事実を受け入れ、子どもを守ろうと決心する過程を支えることがケアにつながると記載されていること、そして平成20年度から平成22年度にかけて実施された厚生労働科学研究において『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版』が作成され、非加害保護者への支援の重要性が明確に打ち出されたことにより、全国の児童相談所へ一定程度理解が進んだ結果であろう。

また、本研究では、150ヶ所(86.7%)の児童相談所が、非加害保護者に対して行う支援の内容として、「継続的ケースワーク(問題整理、生活状況の把握、面会調整等のケースマネジメント)」を挙げていることが明らかとなった。次いで「被害児童との関係調整」、「女性・DV相談のための専門機関の紹介」が挙がっており、こうした結果から、児童相談所はケースワークを中心に子どもの暮らしの安定を支援しながら、さらに子どもと非加害保護者への支援の充実を図る試みを行っている実態も明らかとなった。

そのようなケースワークを中心に子どもの暮らしの安定を支援しながら、子どもと非加害保護者への支援の充実を図っていくためには、それを支えるアセスメントが欠かせない。

『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版』(P60)では、日本の児童福祉サービスにおけるソーシャル・ワークとしてのアセスメント等の責任性が意識化されていないこと、また吟味や評価、関与の位置づけが未整理のままであるといった課題を指摘しながら、基本的事項として「子ども虐待対応、性的虐待・家庭内性暴力被害への対応では、特にソーシャル・ワークの専門性に立脚した、調査とアセスメント、介入と援助の判断機能が重要となる」ことを指摘している。

この章は、現在、多くの児童相談所が実践している性的虐待を受けた子どもに対する非加害保護者をキーパーソンとした支援が、子どもと非加害保護者双方にとって、より一層効果的な実践となることを目指している。そのため、クライシスマネジメント(以下「危機管理」という。)を目的として行われるアセスメントと、支援を目的として行われるアセスメントを分けて整理している。そして、支援を目的として行われるアセスメントについては、子どもを中心とした支援のアセスメントの基本となる考え方を示し、それに基づいた非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメントの実施についてまとめた。

Ⅳ-2 危機管理を目的として行われるアセスメント

1 2つのアセスメント

危機管理を目的としたアセスメントは、子どもの安全確認を最優先する。性的虐待を受けた子どもの場合は、加害者排除の原則に基づいて、子どもの安全を守ることは最も基本的事項であり、危

機管理を目的としたアセスメントは欠かせない。

これに対し、支援を目的として行われるアセスメントは、子どもが危機的状況から脱したところで行われる。

子どもと非加害保護者を支援していく上で、この2つのアセスメントは大事な両輪であり、組み合わせながら取り組んでいくことが求められる。

2 リスクと危機

この章では、「リスク」という用語と「クライシス」（以下「危機」という。）という用語を分けて定義している。なぜなら、2つのアセスメントを行う上で鍵となるのが、リスクという用語の定義だと考えたからである。

(1) 「リスク」とは

一般的に、現在の児童相談所では「リスク」という用語は、「危険」を意味するものとして用いられている。しかし、近年、国際的なリスクの定義には変化があり、「目的に対する不確かさが与える影響」（ISO31000）とされ、危険などの好ましくない結果だけを意味するものではなく、期待されていることから良い方向・悪い方向へ逸脱することを示唆している。つまり、リスクは良い方向でも悪い方向でもなく、中立であることと、リスクの本質は、何が起こるのかさえず測できない不確かさであることを意味するようになってきている。

そのため、この章では、リスクという用語を「目的に対する不確かさが与える影響」として定義して用いている。

(2) 「危機」とは

一般的に「危機」という用語は、その後の事態が悪い方向へ進むか良い方向へ進むかという「分岐点」を意味するものとして用いられている。そのため、近年、リスクと危機は分けて考えられる傾向が強まっている。

そのため、この章では、危機という用語を「分岐点」として定義して用いている。

3 特別な基準で行われる危機管理

危機管理を目的としたアセスメントは、性的虐待を受けた子どもの相談の通告から緊急受理会議、安全確認の実施までのプロセスにおいて重点的に実施される。そのプロセスには、職権一時保護という強制措置の判断や対応が加わる。そのことから、このプロセスが子どもとその保護者（親）のその後に及ぼす影響が他の相談に比べて大きくなる。

子どもの虐待相談全般では、このプロセスにおける判断や対応を誤ると死亡等の重大な事態を招きかねないため、とりわけ的確な判断と迅速な対応が求められる。

それだけにこのプロセスで実施される危機管理を目的としたアセスメントは、通常の相談援助活動とは異なる特別な基準を用いる必要がある。

4 危機管理を目的としたアセスメントで用いる基準

危機管理を目的としたアセスメントで使用される基準としては、『子ども虐待対応の手引き』（平成11年3月29日児企発第11号）に示されている緊急保護の要否判断に関するアセスメントフローチャートや、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』の「子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント」などがある。

また、性的虐待については、『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版』の「通告受理から初期対応 (p17-18)」「初期被害調査と初期被害調査面接 (p19-25)」「一時保護の実施 (p27-36)」で示されている要件をふまえ、各児童相談所の実情に応じた基準を作成することがのぞましい。

危機管理のためには、こうした基準の確実な活用を図るとともに、子どもの安全確認を最優先し、速やかに行うことが必要である。

IV-3 子どもを中心とした支援のアセスメントの基本となる考え方

1 子どもを中心とした支援のアセスメントとは

(1) 子どもの暮らしの現状を把握すること

子どもを中心とした支援のアセスメントとは、支援の目標に向かって実現可能な支援方法を組み立てていくために、児童相談所等の支援機関が子どもと保護者（親）との協働によって「子どもの暮らしの現状を把握すること」を前提とした手続きである。

(2) 子どもにとって良い結果をもたらすこと

アセスメントは、子ども自身の必要性を優先して（子ども中心に）支援を組み立て、子どもにとって良い結果をもたらすために行われる。保護者（親）や関係者（関係機関）の必要性を優先してしまい、子ども自身の必要性を見失わないように気をつけなければならない。

(3) アセスメントプロセスの重要性における留意点

子どもにとって良い結果をもたらす支援を組み立てるためには、アセスメントプロセスが重要であり、次に挙げる5つのことに留意する。

- 問題が起きている状況を成り立たせている基本的な内容や条件を理解すること。
- 被害を受けた子どもとその家族にとって、その問題がどのような意味を持つのかを理解すること。
- 子どもとその家族が理解していることのすべてを活用すること。
- 変わるためには何が必要かを特定するために、必要な専門的知識を総動員すること。
- どのような変化が効果的かを計画すること。

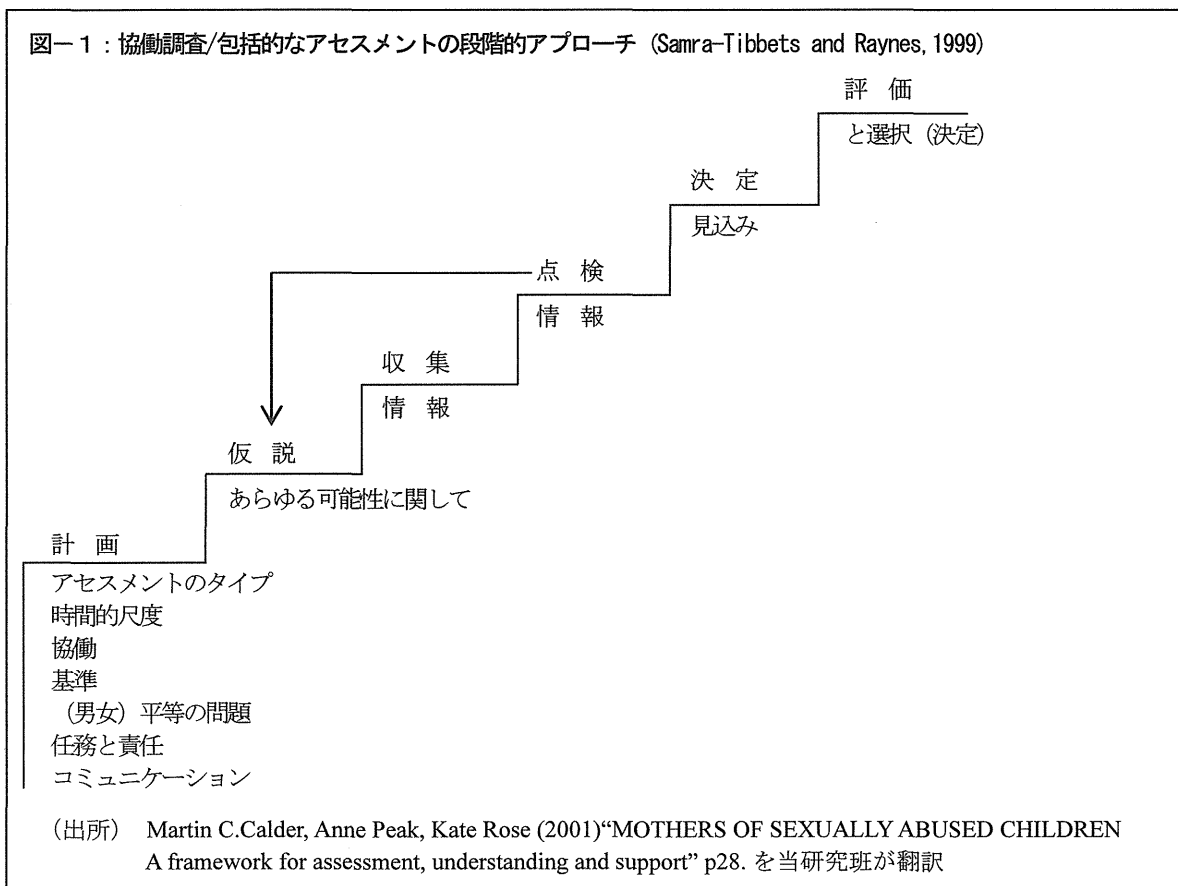
(出所) Martin C.Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001)“MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN
A framework for assessment, understanding and support” p27. を基に当研究班が作成

3 アセスメントの段階

子ども自身の必要性を優先して（子ども中心に）支援を組み立てるためのアセスメントには、計画の策定、仮説立て、情報の収集、情報の点検（精査）、援助指針の決定、援助指針の評価の段階がある。子どもや保護者（親）と協働しながら、その段階を経ていくことによって、子どもにとって良い結果をもたらす支援の方法が導き出される（図-1）。

(1) 計画

最初の段階で実施するのが、アセスメントを行うための計画の策定である。アセスメントは、計画に基づいて行われる。



1) 情報を探す

計画の策定にあたって最初に取り掛かるのは、相談の受付（通告や相談、面接など）を通じて、現在所有している情報を探し、足りない情報について検討することである。併せて、それを補うための情報源を確認する。

2) 期間の設定

次に取り掛かるのは、アセスメント期間の設定である。子どもの支援を考えると、最短期間でそれを行うことができるように設定する必要がある。

3) 担当者の決定

3番目に取り掛かるのは、担当者の決定である。児童相談所では、初期対応専属の課や班が設置されている場合や初期アセスメント担当者が配属されるなど、役割を分けている場合もある。いずれの場合であっても、誰が中心となってアセスメントを担う責任を負っているのかを明確にする。

4) 同意を得る

計画段階の最後に取り掛かるのが、子どもとその保護者（親）の同意を得ることである。

同意を得ることは、相談援助活動を行う場合の原則であり、子どもとその保護者（親）との協働の根幹をなすものであることを忘れてはならない。

同意を得るのにあたっては、次のことに注意をする。

①要保護性が強く緊急対応の必要性が高い場合

子どもの虐待相談など、要保護性が強く、緊急対応の必要性が高い場合に限っては、子どもの安全確認を最優先し、要保護児童対策地域協議会を通じて、子どもとその保護者（親）の同意を得ずに危機管理を目的としたアセスメントを行うこととなる。

しかしこれは、緊急的、一時的な「危機管理」を目的とした対応である。そのため、子どもが危機的状況から脱した後は、アセスメントの計画を策定するために、子どもとその保護者（親）の同意を得るべく、粘り強く働きかけていく必要がある。

②子どもからの同意

子どもから同意を得るためには、年齢に応じたわかりやすい伝え方を工夫して説明を行う必要がある。支援のあらゆる局面において、子どもからの同意を得ることは必須であるが、要保護性が強く緊急対応の必要性が高い場合には、子どもに同意を求めること自体が侵襲的となる場合もあるので注意が必要である（性被害直後に婦人科受診を行う場合など）。

(2) 仮説

計画を策定したら、支援の目標を検討する。この作業を通じて仮説を立てていく。

1) 支援の目標

支援の目標は、「子どもの暮らしの安定を創っていくこと」である。

①具体的で明確なものにする

支援目標は、子ども一人ひとりが置かれている状況に応じて、より具体的で明確なものにしていくために、子どもとその保護者（親）を、より広い地域の中で位置づけて捉えていく。

②保護者（親）の養育力と環境の相互作用に注目する

支援の目標は、子どもの育ちのニーズが満たされるために、保護者（親）の養育力と、さらに広く影響を与える家族も含めた環境との相互作用に注目する必要がある。

2) あらゆる可能性について仮説を立てる

仮説を立てていく際に大切なのは、子どもの暮らしの安定を創っていくために必要だと考えられるあらゆる可能性について、すべて仮説を立てることである。

①子どもに焦点を当てる

仮説は、子どもに焦点を当てて立てていく。幼児期は子どもと主たる保護者（親）に焦点を当てるが、学齢期以降は子どもに焦点を当てる。

②初めに立てた仮説に縛られない

専門職は、自らの経験や知識が増えるに従い、初めに立てた仮説に縛られやすくなり、その仮説に沿う偏った情報の収集を行いやすい。それはアセスメントを始める前から事実上の結論を出してしまうことと同じである。思い込みによって、子どもの育ちのニーズや仮説との整合性を図る情報収集を疎かにし、子どもにとって良い結果をもたらさない支援を組み立てる可能性があるため注意が必要である。